

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事  
業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事  
業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会  
会長 高木 政夫

1 保健福祉事業の取扱い

保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

2 保育料の取扱い

保育料の取扱いについては、前橋市の保育料に統一するものとする。

3 介護保険料の取扱い

介護保険料の取扱いについては、前橋市の介護保険料に統一するものとする。